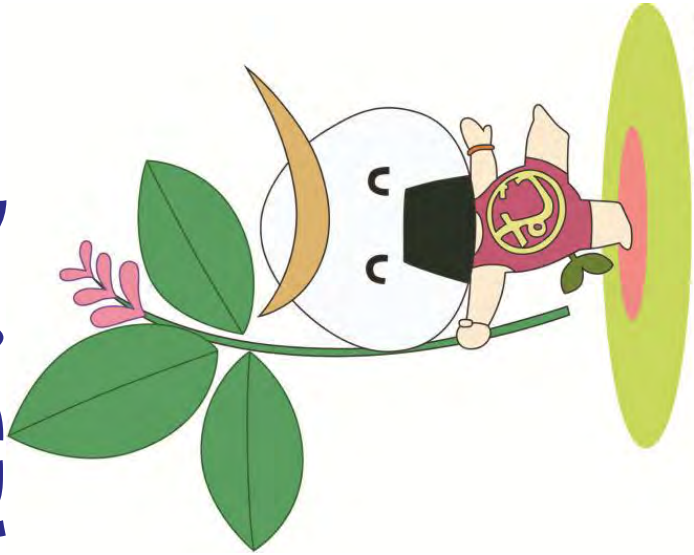


地方分権改革に係る提案団体ヒアリング

「介護支援専門員の登録に関する見直し」

について

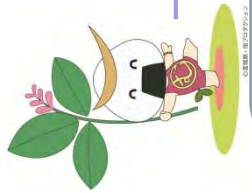


©宮城県・旭プロダクション

介護予防すび丸

平成29年7月14日(金)

宮城県



宮城県の高齢者に関する状況

宮城県総人口: **231万人**
(前年度比0.3%減、H20年度から**1.1%減**)

65歳以上人口: **60万7千人**
(前年度比2.2%増、H20年度から**22.5%増**)

高齢化率: **26.3%**
(全国平均: 27.3%、全国**41位**(高い順)) ※1

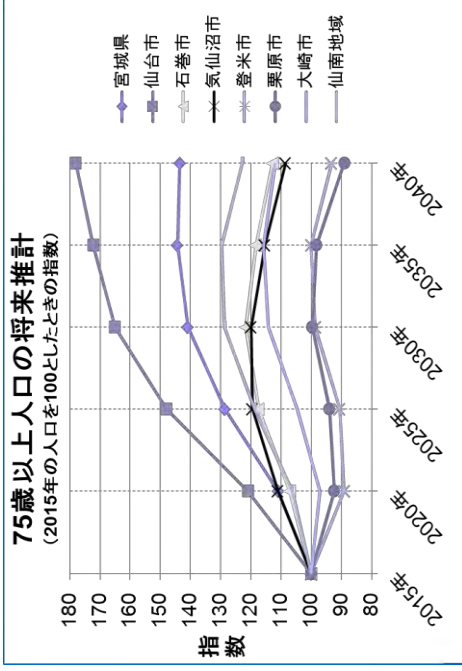
23 75歳以上人口: **30万2千人**
(65歳以上人口に占める割合49.8%)

要介護・要支援者数: **11万1千人**
(前年度比1.4%増)

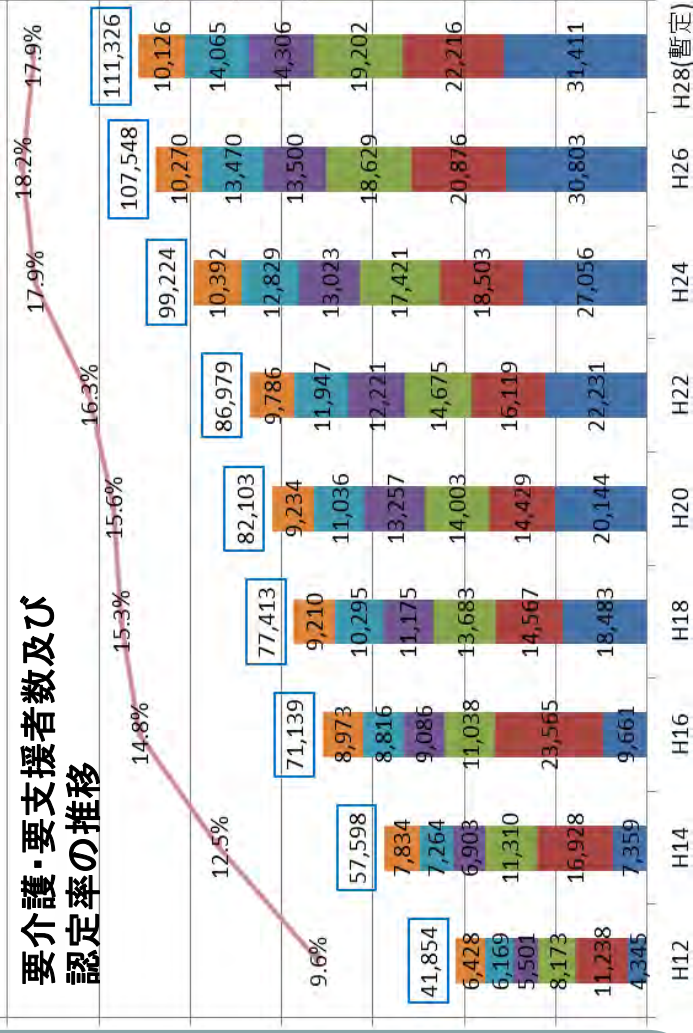
要介護認定率: **17.9%**
(全国平均: 18.0%、全国**31位**(高い順))

介護支援専門員登録者数: **1万1千人**
(全国登録者数: 65万人)

※ 数値は基本的にH29.3.31現在
※1 高齢化率全国平均、全国順位のみH28.10.1現在 総務省統計局資料より



要介護・要支援者数及び認定率の推移



介護支援専門員の役割と地域包括ケアシステム

「介護支援専門員(ケアマネジャー)」とは、要介護者等からの相談を受け、心身の状況等に応じた適切な介護保険サービスを利用できるように市町村や事業者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員の交付を受けたものをいう。

地域包括ケアシステムを推進する上で、「**介護支援専門員**」は**高齢者への相談業務やサービスのコーディネート**などを行う重要な役割を求められている。



介護支援専門員の更新制度と登録消除処分

介護支援専門員証の**有効期間は5年**（法第69条の7第1項第3号）

介護支援専門員証の有効期間は、**申請により更新**する。

有効期間の更新を受けようとする者は「**更新研修**」を受けなければならない（法第69条の8第1・2項）

介護支援専門員証の交付を受けていないものが、「**介護支援専門員として業務を行った場合**」、都道府県知事は、当該**登録を消除しなければならぬ**。
（法第69条の39第3項第3号）

登録消除の処分を受けた場合、その処分の日から起算して5年を経過しないと再度登録することができない。（法第69条の2第1項第6号）

更新手続きをせず、介護支援専門員証が失効した状態で業務を行った場合、うっかりミスであっても、介護保険法の規定により、酌量の余地無く「登録消除処分」「欠格期間5年」となる。



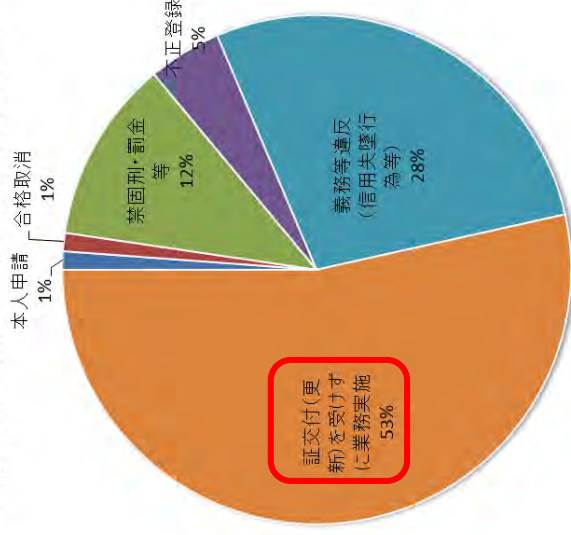
介護支援専門員の登録削除の現状

平成27・28年度の介護支援専門員の登録削除案件は、**全国で86件**。

そのうち、半数以上の**53%**が、**更新手続きをせず、介護支援専門員証が失効した状態で業務を行ったことによるもの**。

※データは、介護支援専門員の登録削除に係る各県通知を基に宮城県が集計したもの（H27:50件、H28:36件）

介護支援専門員の登録削除理由



平成27・28年度実績(n=86)

削除理由	件数	都道府県知事の裁量の有無	根拠条文(介護保険法)
本人からの申請	1		\$ 69の6①(2)
試験合格の取消	1	無	\$ 69の6①(4)
成年被後見人・被補佐人、禁固以上の刑、保健医療・福祉に係る法令による罰金等	10	(削除しなければならぬ)	\$ 69の39①(1)
不正の手段による登録	4		\$ 69の39①(2)
介護支援専門員の義務等違反(名義貸し禁止、信用失墜行為禁止、秘密保持等)	24	有 (削除することができる)	\$ 69の39②(1)
証の交付(更新)を受けずに業務を行う	46	無 (削除しなければならぬ)	\$ 69の39③(3)
合計	86		

具体的な支障事例

宮城県では、法第69条の39第3号の規定による介護支援専門員の登録削除が、平成28年度に2件発生した。いずれも、更新研修を修了していたにもかかわらず、多忙な業務の中で更新手続きを失念し、介護支援専門員証が失効した状態で数日間業務を行ってしまったことによるものであった。

こんな支障が…

現在の規定では、**酌量の余地なく登録を削除**することになっているが、**削除処分とするには厳しすぎる**のではと思われる実例も散見される。

介護支援専門員が勤務する**居宅介護支援事業所等は小規模事業所が多い**ため、**新たな人材を確保する必要が生じる**など**事業者の負担も大きい**。

介護支援専門員は、利用者個人との信頼関係のもと、生活状況や身体状況を把握しケアプランを作成する専門職であるため、**削除となった場合、新しい介護支援専門員と信頼関係を再構築する必要**があることから、**処分対象者だけでなく、利用者にとっても負担が大きい**ものとなり、適切なケアプラン作成に支障を生じる可能性がある。



登録削除処分後の欠格期間が5年と、社会福祉士、介護福祉士等の欠格期間2年と比較して長期である。

こんな支障が…

欠格期間が5年と長く、**処分対象者の雇用維持が困難**となる可能性があるなど、**処分対象者が復職するハードルが高くなっている**。



宮城県内では、**居宅介護支援事業所の28.8%**が**介護支援専門員の配置を1人**としている**小規模事業所**

事業所数	うち1人CM事業所数	割合
678	195	28.8%

H29年6月30日現在

CM＝介護支援専門員（ケアマネジャー）

提案の内容と効果①

提案① 登録削除における都道府県知事の裁量権の付与

介護支援専門員の登録の削除に関する法第69条の39第3項第3号の規定について、「削除しなければならぬ」を「削除することができる」とする。
又は、法第69条の39第3項第3号の規定を法69条の39第2項に移す。

法第69条の39（第1項 省略）

2 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録を**削除することができる**。

（一～三号 省略）

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録をしている都道府県知事は、当該登録を**削除しなければならぬ**。

（一～二号 省略）

三 **介護支援専門員として業務を行った場合**

期待できる効果

介護支援専門員の登録削除という重い処分に当たって、都道府県知事は、**個別の事情などを踏まえた上での判断が可能となる**。

提案の内容と効果②

提案② 登録消除に伴う欠格期間の緩和

介護保険法第69条の2第1項第6号及び同項第7号による
**介護支援専門員の登録の欠格期間を、社会福祉士、介護福祉士等の
欠格期間と同様に5年から2年に緩和する。**

《参考》社会福祉士及び介護福祉士法第3条第1項第2～4号

(介護支援専門員の登録)

法第69条の2 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験…に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修…の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、**当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。**

(一～五号 省略)

六 第六十九条の三十九の規定による登録の消除の処分を受け、その**処分の日から起算して五年を経過しない者**

七 第六十九条の三十九の規定による登録の消除の処分に係る…通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者…であつて、当該**登録が消除された日から起算して五年を経過しないもの**（以下省略）

期待できる効果

**介護支援専門員の復職の可能性を広げること、事業者の人材の確保
につながる。**



自動車運転代行業に係る指導・監督制度の見直し

平成 29 年 7 月 11 日

静岡県交通基盤部地域交通課

1 提案概要

(1) 背景

自動車運転代行業者（以下「代行業者」という。）は、事前に利用料金を定めて営業所に掲示し、損害賠償責任保険（任意保険）に加入しなければならないが、自動車運転代行業（以下「代行業」という。）に係る認定後や代行業者に対する立入検査後に、事業所を撤去したり、保険料を納めず、法令で義務付けられた事項に必要な経費を加味した適正料金を大幅に下回る利用料金で営業している代行業者が存在する。静岡県内における平成 28 年の代行業者が関係する人身事故は 24 件に上り、事故が発生した際には、利用者が不利益を被ることが懸念される。

(2) 提案内容

「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）」において、条例等で損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化や最低利用料金を規定することを可能とする等、代行業の安全と質を確保し、利用者の保護を図るため、都道府県が適切な指導・監督を行える仕組みに見直すこと。

2 支障事例について

県及び県公安委員会では、代行業者に義務付けられている事業所の設置、損害賠償責任保険への加入、運転従事者の研修等について、立入検査や講習会の実施など代行業者の規範意識の向上に努めている。

しかし、損害賠償責任保険の保険料に関する支払い状況報告（※1、2）が義務化されていないことや利用料金に関する具体的な規定（※3）がないことなどから、法で定められた義務を遵守していない可能性のある代行業者の発見、指導・監督、摘発等を行うことが困難な状況となっている。

また、価格競争の結果、適正な経費を利用料金に反映した代行業者が減少し、その結果、利用者が安心して代行業を利用できる環境が悪化してきている。

※1 国の技術的助言に基づき、毎月 2 団体（ジェイ・ディ共済協同組合、全国運転代行共済協同組合）から都道府県に共済掛金の滞納により共済契約が解除された代行業者のリストが提出されているが、他の保険会社に加入している代行業者が全体の 1/4（約 70 社）を占めている。

※2 都道府県は上記リスト掲載代行業者に対し、「損害賠償措置に係る報告書」の提出を求められることができる。

報告書は損害賠償責任保険・共済の加入状況を確認するもので、保険期間や保険金限度額等を回答させる内容となっており、加えて保険証券等及び保険料等支払いに係る領収書等の

写しを添付することとされているが、その対象はあくまで上記リスト掲載代行業者に限られる。

※3 利用料金は、鉄道やバスのような認可制度ではなく、代行業者が任意に定めている。国のガイドライン（別紙参照）で「料金設定のあり方」が示されているが、法に規定が無いため、都道府県が行うことのできる指導には限界がある。

3 制度改正の必要性とその効果について

- ・ 保険の支払い状況の報告の義務化や最低利用料金を規定することなどにより、法令で定められた義務を遵守していない可能性のある代行業者の発見、指導・監督、摘発等を円滑に行うことが可能となる。
- ・ 最低利用料金の規定は、利用者が、適法に代行業を営む代行業者を選定する際の参考になる。
- ・ 代行業者が必要以上の価格競争を意識せず、利用料金に安全性を確保するための整備費用や人件費を計上することができるため、利用者の保護につながる。

4 制度改正の提案

- ・ 地域の実情に応じた最低利用料金の設定を条例等に委ねる旨の規定を法令に追加する。（現行法では、業界の健全な競争を阻害するほど不当に安い料金を設定することも可能であり、独占禁止法に抵触する可能性がある。）
- ・ 代行業者が都道府県に提出する書類を法令に列挙する。（都道府県間で差がないか調査は必要）
（例）保険の加入状況、保険料の支払状況に関する報告書の提出
- ・ 損害賠償責任保険の保険料を滞納している代行業者や最低利用料金を下回る料金で営業している代行業者に対して、公安委員会が代行業の営業停止又は認定の取り消しを行うことができる仕組みとする。

以上

(別 紙)

自動車運転代行業の料金制度に関するガイドラインについて

(静岡県 地域交通課)

1 概要

- ・平成28年4月1日に国土交通省が公表した。
- ・運転代行の料金体系を分かりやすくした指針であり、料金の種類及び適用地点等を定めている。
- ・運転代行業者が料金を定める際の指針であり、強制力はない。

2 主な内容

(1) 料金の種類

料金の種類は、原則として距離制料金とするが、時間制料金、定額料金の中から自動車運転代行業者が選択する。

(2) 料金の主な内容

ア 距離制料金について

- ・料金メーター器を使用する場合の初利用距離は1km単位、加算距離は1m単位とする。
- ・収受する料金は、料金メーター器に表示された金額又は代行運転自動車等のトリップメーター器の示す利用距離から算出された金額とする。

イ 時間制料金について

初利用時間は1時間、加算時間は30分単位とする。

ウ 定額料金について

自動車運転代行業者において事前に料金を設定し営業所に掲示する。

(3) 料金設定のあり方

正当な理由なく、自動車運転代行業に必要な費用を著しく下回る料金で継続的にサービスを提供し、他の業者の事業活動を困難にさせる恐れがあるものは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する不当廉売に該当する場合がある。

(4) その他

ア 料金の割増について

深夜早朝割増や冬期割増などを設定することができる。

イ 料金の割引

遠距離割引や営業施策割引を設定することができる。

ウ 附帯サービス料金

迎車料金、待ち料金、キャンセル料金等を設定できる。